

補助事業の流れ (共通)

①事前調査の申込み（申請者）

危険空き家等事前調査申込書（様式第 1 号）、位置図、配置図、現況写真（2 面以上）、その他村長の必要とする書類（必要な場合）をご提出ください。

②受付、審査（役場）

書類を受理・審査し、現地調査を行い不良度判定、危険度判定をします。

③判定結果受理（申請者）

審査後、役場から当事業に該当するか否かの判定通知書（様式第 2 号）が送付されます。

※判定通知書の送付は令和 9 年 4 月以降となります。

（ここからは当事業に該当した方のみ）

④補助金の交付申請

補助金交付申請書（様式第 3 号）、事業実施計画書（様式第 4 号）、平面図（間取りが分かるもの）、使用状況報告書（様式第 5 号）、土地・建物の全部事項証明書、村内 2 社以上の解体業者からの見積書の写し、解体事業者の建設業の許可証又は解体工事業の届出書の写し、税等の滞納がないことの証明書、判定通知書の写し、誓約書（様式第 6 号）、委任状（申請者から委任を受けた者が申請を行う場合に限る）、同意書（様式第 7 号）、その他村長の必要とする書類（必要な場合）をご提出ください。

※土地・建物の全部事項証明書について

建物が未登記の場合は固定資産課税台帳の写しをご提出いただきます。

建物・土地に所有権以外の権利（抵当権等）がある場合は抹消手続をお願いいたします。

※申請者が村外にお住まいの場合について

お住まいの市区町村の税等の滞納がないことの証明書、（可能であれば）水道料金の支払証明書または直近の水道料金の領収書の写し、南阿蘇村の税等の滞納がないことの証明書をご提出いただきます。

⑤受付、審査（役場）

ご提出いただいた書類を受理・審査いたします。

⑥決定通知受理（申請者）

審査後、役場から補助金の交付決定通知書（様式第 8 号）を送付いたします。

⑦契約、工事（申請者）

補助金の交付決定通知書が届きましたら、解体業者へご連絡いただき、解体を開始してください。

⑧工事費の支払い（申請者）

解体工事終了後、工事費用をお支払いください。

※補助金の交付は、工事費用のお支払い後となります。

⑨実績報告（申請者）

事業実績報告書（様式第 11 号）、工事請負契約書の写し、解体業者の請求書及び領収書の写し、工事写真（着工前・工事中・完了時）をご提出ください。

⑩完了確認（役場）

ご提出いただいた書類を受理・審査いたします。

⑪確定通知受理（申請者）

審査後、役場から補助金の交付確定通知書（様式第 12 号）が送付されます

⑫補助金請求（申請者）

補助金の交付確定通知書が届きましたら、請求書（様式第 13 号）をご提出ください。

⑬支払い手続き（役場）

ご提出いただいた書類を受理・審査いたします。

⑭補助金受け取り（申請者）

審査後、ご指定の口座に補助金が振り込まれます。

（終了）